

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の

一部を改正する条例 新旧対照表

_____は改正部分を示す。

改正後(案)	現行
<p>第一条から第八十七条まで (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、<u>第五十七条第一項</u>に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法</u>（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>第一条から第八十七条まで (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 当分の間、<u>第五十七条</u>に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（<u>当該年の前年に租税特別措置法</u>（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項<u>の規定により告示された割合</u>に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、</p>

<p>6 (略)</p> <p><u>付 則(令和二年 月 日文京区条例 第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和三年一月一日から施行 する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の文京区廃棄物の 処理及び再利用に関する条例付則第五項の 規定は、この条例の施行の日以後の期間に 対応する延滞金について適用し、同日前の 期間に対応する延滞金については、なお従 前の例による。</u></p>	<p>これを切り捨てる。</p> <p>6 (略)</p>
---	-------------------------------